

○医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種

(平成二十九年九月二十九日)

(厚生労働省告示第三百十四号)

医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第五十七条の二第一項第二号イの規定に基づき、医療法施行規則第五十七条の二第一項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種を次のように定め、平成二十九年十月一日から適用する。

医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種

(平三〇厚労告一三二・改称)

医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第三十条の三十五の三第一項第二号ロに規定する厚生労働大臣が定める予防接種は、次に掲げるものとする。

- 一 麻しんに係る予防接種(予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第二条第六項に規定する定期の予防接種等(以下「定期の予防接種等」という。)を除く。)
- 二 風しんに係る予防接種(定期の予防接種等を除く。)
- 三 インフルエンザに係る予防接種(定期の予防接種等を除く。)
- 四 おたふくかぜに係る予防接種
- 五 ロタウイルス感染症に係る予防接種

改正文 (平成三〇年三月二六日厚生労働省告示第一三二号) 抄  
平成三十年四月一日から適用する。